

**[事案 17-26] 育英資金・配当金請求**

- ・平成 17 年 12 月 21 日 裁定申立受理
- ・平成 18 年 4 月 19 日 裁定不開始（訴訟）

< 事案の概要 >

契約時に示された据置利率にもとづく満期時受取額の支払いを求めて裁定の申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

昭和 61 年に加入したこども保険（18 年満期）について、契約時に説明のあった積立配当金、育英資金の据置利率（年 8%）等にもとづく金額が支払われるとの前提で契約したものであり、加入後に契約者の了解も得ずに据置利率を変動することは容認できないので、契約時に保険設計書に記載された金額を支払うべきである。また、本件に要した経費、調査・検討費および慰謝料を支払ってほしい。

< 保険会社側の主張 >

加入時に提示したパンフレット、保険設計書および約款には「育英資金の積立額および積立配当金は、積立利率年 8%（現行利率）も複利で計算されているが、この利率は今後変動することがある」旨記載されており、据置利率が保証されたものでないことは明白であると考えており、契約者間の公平性、約款の法的解釈の観点から、司法機関における判断（裁判）により解決を図りたい。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は、保険会社が訴訟により解決を図るとの届出について相当の理由があると認め、申立人に対し「申立人以外にも類似事案が多数あるため、訴訟等の公的判断を得ることについて相当の理由があると認め裁定を開始しない」旨の通知を行った。